

# VIII P T A

## 1. 上田市立川辺小学校PTA規約

### 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は川辺小学校PTAと称し、事務所を川辺小学校内におく。

### 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は学校と家庭との緊密な連絡をはかり、児童の福祉を増進し、教育の進展に貢献するをもって目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 会員相互の修養と連絡に関すること。
2. 児童の厚生福祉に関すること。
3. 学校の施設に関すること。
4. 教師および児童の研究奨学に関すること。
5. その他目的達成に必要と認める事項。

### 第 3 章 組 織

第 4 条 本会は川辺小学校に在学する児童の父母（保護者）とその教職員をもって組織する。

### 第 4 章 役員及びその任務

第 5 条 本会は次の役員をおく。

1. 会 長……1名
2. 副会長……3名 [父母側より男性1名、女性1名及び学校長]
3. 理 事……各役員
4. 会計監査員……3名
5. 幹 事……若干名

本会には顧問をおくことができる。

第 6 条 役員の出選は次のとおりとする。

- 会長および副会長は、会員中より理事会において推薦して、総会の承認を得るものとする。なお、推薦については別に細則を設ける。
- 理事は各区正副支部長・学年会長・人権学習部正副部長がこれにあたる。
- 正副支部長および学年会長はおのおのの各支部・各学年で選出する。  
上田原支部 築地支部 川辺町6区支部 吉田支部 福田支部  
神畑支部 倉升支部 東築地支部
- 会計監査員は会員中より理事会において推せんして総会の承認を得るものとする。
- 幹事は会長が委嘱する。
- 顧問は、前正副会長とし、会長が委嘱する。
- 支部役員と学級正副会長は兼ねない。（但なかよし学級は除く）

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。また総会・理事会・支部長会・学年会長会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は代理をする。
3. 理事は、本会事業計画・予算の立案およびその執行に当る。
4. 会計監査員は、本会および給食会計、図書館会計の監査をする。
5. 幹事は、庶務会計等をつかさどる。

第 8 条 役員の仕事は一年とする。ただし重任は妨げない。補欠員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第 5 章 会 議

第 9 条 会議は次のとおりとする。

1. 総 会
2. 理事会
3. 専門部会
4. 学級正副会長会

第 10 条 理事会は、会長・副会長・理事をもって組織し、副会長が議長となり議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第 11 条 定期総会は、年一回開催し、なお必要あるときは臨時総会をひらくものとする。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、承認のことについては、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長これを決する。

- 総会は次のことを行う。  
・事業計画の審議  
・予算決算の承認  
・正副会長の承認  
・会則の変更  
・会計監査員の承認

第 12 条 各学年に学年PTAをおく。

・学年正副会長会は、各学級の正副会長により構成する。

第 13 条 各区毎に支部をおく。

第 14 条 本会には次の専門部をおき、おのおの事業を実施する。

1. 文化部
2. 補導部
3. 施設部
4. 厚生部
5. 人権学習部
6. 学級正副会長会

専門部員は各支部において選出し、支部役員をかねるものとする。

○学級正副会長会は、学級会長及び副会長が当る。

○人権学習部は、学級副会長が兼ねる。

○子育て委員会を設置する。川辺小学校のPTA会員全員が会員となり、女性副会長が委員長に6学年より選出の委員が副委員長に当たる。（複数名の場合全員が副委員長に当たる）

男性副会長と、1～5学級会長（学年正副会長を除く）が委員となり、運営をする。

サークルは自由に設置できる。代表者1名は委員となる。卒業生保護者のサークル活動参加を認める。（理事会に因る）

### 第 6 章 会 計

第 15 条 本会の経費には会員その他の収入金をもってこれにあてる。

第 16 条 本会における会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

### 第 7 章 付 則

第 17 条 やむを得ざる事情により定期総会を開くことのできない場合は、支部総会をもって代行することができる。

第 18 条 慶弔規定は、年度当初の理事会にはかかって決める。

第 19 条 本会則は昭和48年4月1日より施行する。昭和54年4月18日一部改正。昭和59年4月17日一部改正。平成8年4月20日一部改正。平成10年4月18日一部改正。平成15年4月18日一部改正。平成16年4月16日一部改正。

### 正副会長推せんに関する細則

第 1 条 正副会長選出の母体を、次の3ブロックに分ける。

第1ブロック……吉田・福田・築地 第2ブロック……倉升・神畑

第3ブロック……上田原・川辺町6区・東築地

第 2 条 正副会長は、上記3ブロックより順次推せんするものとする。

第 3 条 副会長2名（男女各1名）より次年度の会長を推せんする。従って、次年度の会長に推せんされるブロックからは、次年度も会長となる方を副会長に推せんする。